

青森県教育委員会第861回定例会会議録

1 期 日 令和2年10月7日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時55分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

報告第2号 青森県生涯学習審議会答申について

議案第1号 青森県生涯学習審議会委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県社会教育委員の人事について・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第1回）
概要について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、中沢洋子、杉澤廉晴、平間恵美、戸塚 学

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学
習課長、仁和高等学校教育改革推進室長

（※新型コロナウイルス感染症対策のため関係者のみ出席）

・会議録署名委員

野澤委員、平間委員

・書記

西野数馬、藤田真希也

7 新任委員の紹介及び教育長職務代理者の指名報告

（教育長）

9月30日をもって豊川委員・町田委員が退任し、新たに10月1日付けで平間委員・戸塚委員が新任となったので御紹介する。

続いて、豊川委員・教育長職務代理者の退任に伴い、新たに10月1日付けで野澤委員を教育長職務代理者に指名したのでお知らせする。

8 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(田中教育次長)

議案に対する意見について、御説明する。資料の1ページを御覧いただきたい。

この度の案件は、県議会第303回定例会に提出された「令和2年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」及び「工事の請負契約の件」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとし処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

参考資料の1ページを御覧いただきたい。

まず、「令和2年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、54億4,541万円の増額となっており、これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,356億9,779万8千円となる。なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配布してある参考資料のとおりとなる。

次に、「工事の請負契約の件」について御説明する。これは、八戸工業高等学校西渡り廊下改築工事について、寺下・高橋特定建設工事共同企業体と4億9,720万円で請負契約を締結するためのものである。なお、この2件の議案については、現在、県議会において御審議いただいているところである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

報告第2号 青森県生涯学習審議会答申について

(葛西生涯学習課長)

資料の2ページを御覧いただきたい。

平成30年12月18日に教育長が青森県生涯学習審議会に行った諮問について、令和2年10月2日に同審議会会長から教育長に答申書が提出されたので、御報告するとともに、答申書の内容について御説明する。

参考資料の2ページを御覧いただきたい。

諮問は、「人口減少下における地域コミュニティ再生のための生涯学習の推進の在り方について」であり、本県における現状と課題を踏まえ、3つの重点審議事項について審議した。

まず、重点審議事項の一つ目は、2(1)「持続可能な地域づくりを担う若者を支援するための仕組みづくりについて」である。本県においては、若者の県内定着や、県外に流出した人材が還流し、活躍できる環境づくりが課題となっており、若者の地域に対する理

解や地域住民との交流の促進、都市部等に住みながら知識・知見を生かし多様な形で本県の地域活動に関わる「関係人口」の創出・拡大が重要となっていることから、②「ア 子ども・若者の継続的な「地域の魅力」の学び」、「イ 地域での活動に若者を巻き込む工夫」、「ウ 多様な活動がつながる地域づくり」について、それぞれ具体的な方策が示されている。

次に、重点審議事項の二つ目は、(2)「人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点としての社会教育施設の在り方について」である。社会教育施設は、地域住民に身近な施設として大きな強みを持ち、地域住民が学び、つながる、地域における社会教育の拠点として機能している。その一方で、多様な人々のニーズへの対応や、首長部局や教育機関、企業、NPO等の多様な主体との連携・協働の促進などが課題となっていることから、②「ア 学びと活動の循環の拠点」、3ページを御覧いただきたい。「イ 多様な人々のニーズに対応した学習機会の充実」、「ウ 連携・協働による地域コミュニティの維持・活性化への貢献」について、それぞれ具体的な方策が示されている。

最後に、重点審議事項の三つ目は、(3)「青少年の体験活動等の推進の在り方について」である。県教育委員会では、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心等を育むため、青少年の体験活動の推進に取り組んでいるが、本県では、青少年の体験活動の機会は減少傾向にある。また、県立少年自然の家については、新たなニーズに対応するプログラムの実施や児童生徒数の減少に伴う利用者数の減少、専門性を有する人材の育成・確保などが課題となっていることから、「ア 充実したプログラムの実施」、「イ プログラムの実施を担う人材の育成」、「ウ 青少年の体験活動の機会の充実」について、具体的な方策が示されている。また、「エ 県立少年自然の家の今後の在り方」については、学校教育との連携強化や青少年をめぐる現代的な課題への対応などの取組について提言がされている。

(中沢委員)

この答申書から関係人口の可能性も知ることができた。私は、子どもたちが社会の中で生き抜いてほしいと心から願い、地域で子どもたちと関わり続けている。全ての子どもたちが社会で生きてゆくための「生きる力」を確かなものにするには、地域との関わりや人との関わり、生涯学習などが必要不可欠と思う。この答申の内容はとても大切であり、将来の地域を担う若者たちをさらに増やすために今後も取り組んでいただきたい。

(野澤委員)

丁寧にデータ分析しながら、様々な視点から時間を掛け、答申をいただいた。地域や人に関わることは、早めの仕掛けが大切であり、学校現場においても同じ目線で進めなければいけないと感じている。また、社会人においては無理なく、少しでもいいので地域に関わることや人と交わることができれば、豊かな生涯学習社会に近づくとと思う。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ報告第2号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県生涯学習審議会委員の人事について

(葛西生涯学習課長)

青森県生涯学習審議会委員の人事について御説明する。資料の3ページ、参考資料の4から5ページを御覧いただきたい。

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」及び「青森県生涯学習審議会設置条例」に基づき設置している青森県生涯学習審議会委員の任期が、令和2年10月18日をもって満了するので、新たに15名の委員を委嘱するものである。今回委嘱する委員のうち、吉川康久氏ほか6名を再任することとし、新たに、越戸順子氏、齋藤郁子氏、小寺将太氏、中村奈津世氏、小向香織氏、小笠原秀樹氏、深作拓郎氏、松浦淳氏を委嘱するものである。委員の任期は、令和2年10月19日から令和4年10月18日までの2年間である。なお、同条例第2条第2項の規定に基づき、知事の意見を求めたところ、9月23日付けで同意する旨の回答を得ている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県社会教育委員の人事について

(葛西生涯学習課長)

青森県社会教育委員の人事について御説明する。資料の4ページ、参考資料の6から7ページを御覧いただきたい。

「社会教育法」及び「青森県社会教育委員設置条例」に基づき設置している青森県社会教育委員の任期が、令和2年10月18日をもって満了するので、新たに8名の委員を委嘱するものである。今回委嘱する委員のうち、吉川康久氏ほか3名を再任することとし、越戸順子氏、小笠原秀樹氏、深作拓郎氏、松浦淳氏を新たに委嘱するものである。なお、岩本美和氏、小笠原秀樹氏の2名は、公募によって選考した委員である。また、委員の任期は、令和2年10月19日から令和4年10月18日までの2年間であり、青森県生涯学習審議会委員を兼ねるものである。

(野澤委員)

令和2年10月19日から任命される委員の方々については、先ほど報告を受けた青森県生涯学習審議会の答申を踏まえながら頑張っていたいただきたい。今後も我々教育委員に色々と教えていただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第1回）概要について

（仁和高等学校教育改革推進室長）

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する第1回地区意見交換会の開催状況等について御説明する。資料の5ページを御覧いただきたい。

まず、1の目的であるが、この地区意見交換会は第2期実施計画の策定に当たり、あらかじめ地域の学校教育関係者等から意見を聴取するために、県内6地区ごとに設置したものである。

2の開催状況は御覧のとおりとなっている。

続いて、3の主な意見について、既に委員の皆様には御覧いただいているところであるが、主な意見について抜粋して御説明する。（1）重点校・拠点校・地域校の配置について、まず、重点校・拠点校に関する意見として、

- No.1のとおり、現状と同様の配置が望ましい
という意見が全地区であった一方で、
- No.2、3のとおり、連携強化やPRに努めてほしい
など、取組内容の充実に関する意見をいただいた。また、
- No.4、5のとおり、地区内に新たに重点校や拠点校を配置してはどうか
という意見をいただいた。また、地域校に関する意見として、
- No.8のとおり、現状と同様の配置が望ましい
- No.9のとおり、地域校を配置した上で、教育環境の整備や特色ある教育活動を展開
してほしい
という意見をいただいた。

次に、（2）定時制課程・通信制課程の配置については、

- No.1のとおり、現状と同様の配置が望ましい
という意見が全地区であったほか、取組内容の充実に関する意見をいただいた。6ページを御覧いただきたい。

次に、（3）学校規模・配置については、

- No.1のとおり、学級減はやむを得ないが、募集停止や統合は避けたい
- No.6のとおり、普通科と専門学科の割合に配慮した学級減等を検討すべきと考える
など、学級減に関する意見のほか、
- No.11のとおり、複数の学科・課程を統合した総合的な高校を設置してほしい
- No.13のとおり、多様な科目開設や部活動の充実のため、統合を検討してはどうか
など、統合に関する意見をいただいた。また、
- No.15のとおり、地区全体のバランスを考慮することや、
- No.16のとおり、進路志望倍率や入試倍率が低い高校については、対応の検討が必要
などの意見もいただいた。一方で、
- No.17、18のとおり、学級減を行わず少人数での学級編制を導入することや、必要となる教員配置を国へ要望すること
- No.19のとおり、学校規模の標準や地域校の募集停止基準の弾力的な対応等の検討

が必要

などの意見をいただいた。7ページを御覧いただきたい。

次に、(4)多様な教育制度については、全国からの生徒募集に関する意見のみいただいている。概要としては、

- No.1のとおり、おおむね導入に賛成である

という意見が全地区であった一方で、

- No.3のとおり、県内生徒の学ぶ機会の確保のため、募集定員の制限を検討すべき

- No.4のとおり、職業教育を主とする専門学科に限り導入すべき

など、導入への制限に関する意見もいただいた。また、

- No.5から9のとおり、特色ある教育活動等を行っている学科や高校へ導入してはどうか

- No.10から13のとおり、基本方針により地域校の要件に該当する高校の魅力づくりを進めながら導入してはどうか

など個別の高校への導入や、導入を見据えた方策等に関する意見をいただいた。次に、(5)その他については、

- No.1のとおり、小規模校も地域校と同様に、学級減の基準を設けても良い

- No.2のとおり、募集停止や統合をした場合、スクールバスの運行や通学費の補助、下宿や奨学金の支援策等の検討が必要である

などの意見をいただいた。最後に、4の今後の予定であるが、今年度中に2回の地区意見交換会を予定しており、いただいた御意見を参考としながら、令和3年度に予定している第2期実施計画(案)の公表に向け、検討を進めたいと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会(第1回)概要については、青森県教育委員会として了解した。